

公益財団法人ちば県民保健予防財団
2019年度調査研究事業募集要項

1 趣旨

本調査研究事業は、公益財団法人ちば県民保健予防財団（以下、財団という。）が、当財団の実施する健診、検診、検査等を通して本県における健康課題等の解決を図ることを目的に実施するものであり、調査研究テーマを募集し、審査・選考の上、委託または共同で調査研究を実施し、その成果を公表することにより、広く県民の健康づくりに寄与するものとします。

2 調査研究課題

公衆衛生の向上や予防医学の観点から、次の調査研究課題を踏まえ、具体的な調査研究テーマを設定し応募してください。本事業の趣旨に基づき、基礎的な研究よりも、健康課題の解決に結びつく実践的な内容の研究（人を対象とする介入研究）を重視します。調査研究課題の具体的な内容は、別紙をご確認ください。

- (1) 今後のがん検診のあり方に関する調査研究
- (2) 結核撲滅に向けた取り組みに関する調査研究
- (3) 糖尿病等の生活習慣病の早期発見や重症化防止（保健指導を含む）、慢性腎疾患、慢性閉塞性肺疾患の精度の高いスクリーニングに関する調査研究
- (4) ロコモティブシンドローム（運動器症候群）の集団検診におけるスクリーニング方法に関する調査研究
- (5) 小児期からの生活習慣病予防等に関する調査研究
- (6) がん、生活習慣病、結核をはじめとする感染症等の教育・情報提供のあり方に関する調査研究
- (7) 職場におけるメンタルヘルスに関する調査研究
- (8) (1)～(7)の他、財団の理事長が必要と認める調査研究
- (9) その他、上記課題に関連する広報、啓発事業等

3 応募資格

応募資格は次のとおりとします。なお、特定の個人は対象外とします。

- (1) 千葉県内の大学又は民間団体等
- (2) 千葉県内の自治体又は自治体が直接運営に関与する団体等

4 調査研究期間

調査研究期間は、原則として単年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）です。ただし、財団が認めた場合は、3年間を限度として複数年度の継続申請は可能です。なお、複数年度の継続申請を希望する場合も、単年度ごとに申請を行う必要があります。

5 調査研究費の額、対象経費、経費項目

- (1) 調査研究費の額は、1件あたり300万円以内とします。本年度の調査研究費総額は2,000万円を限度とします。

なお、複数年度の事業の研究費については、総額500万円以内とし、各年度では300万円以内とします。2年目以降の調査研究費は、上記4の申請の都度、判断します。

- (2) 対象経費は、当該調査研究の実施及び成果の取りまとめに必要な経費、調査研究事業の一部を他の機関に委託して行うための経費等のうち、財団理事長の認めた額とします。

(3) 科目は、次のとおりとします。

資材費（医薬材料費）	医薬材料等の購入費
什器備品費	備品については、50万円以内での申請を認めます。申請する場合は、その使用用途、購入の必要性について理由を明記してください。
消耗品費	
臨時雇賃金	研究補助員、調査補助員等に対する賃金
会議費	調査、打合せ等に係る会議費
旅費交通費	資料収集、調査、打合せ等に係る旅費（所属機関の旅費規定により支出するもの）
通信運搬費	郵便料、振込手数料等
印刷製本費	報告書作成等に係る印刷、製本費
賃借料	測定機器、カメラ、計算機等の賃借料
諸謝金	調査、打合せ等に係る謝礼

上記以外の科目については、具体的な内容の項目を記載し、それぞれの経費の金額の記載とします。

[助成対象外の経費]

研究室等の共通経費、汎用性のある機器（パソコン、FAX、コピー機等）、研究員等の人件費、飲食費、海外調査費、国内外を問わず単なる学会出席のための旅費・参加費

6 共同研究者等の扱い

共同研究の場合には、当財団役職員を共同研究者に含めてください。また、広報、啓発事業については、当財団を主催又は共催の扱いとしてください。

7 倫理審査

申請に当たり、倫理審査が必要な調査研究については、あらかじめ申請者が所属団体において倫理審査を受け、承認を受けていることが必要です。承認を証するものを申請時に添付してください。

8 申請方法

本調査研究事業に応募する者は、調査研究事業申請書（別記様式1）により、本募集要項末尾に記載の照会先まで、郵送等により送付願います。申請書は財団ホームページ（<https://www.kenko-chiba.or.jp/cyousa/cyousakenkyuu.html>）よりダウンロードができます。

なお、申請にあたっては、申請者の所属機関長の承諾を得ていることが必要です。

9 申請締切日

2019年5月31日（金）必着とします。

10 選考方法

財団「調査研究事業選考会設置運営要綱」に基づき、審議決定します。

11 決定通知

採否の結果は、2019年7月初旬に通知します。

12 調査研究費の支払

採択事業に対して、必要書類を送付し、手続き後に支払うものとします。

13 調査研究成果の報告及び取り扱い

当該年度の調査研究事業終了後2ヶ月以内に、調査研究事業成果報告書（別記様式2）、調査研究ジャーナル掲載承諾書（別記様式3）及び調査研究事業実績報告書原稿（別記様式4）を募集要項末尾に記載の照会先まで、郵送等により送付していただきます。調査研究の概要は広報誌等に掲載し、調査研究事業実績報告書原稿については当財団調査研究ジャーナル内「調査研究事業報告」に掲載します。また、調査研究が終了した後には別途、当財団調査研究ジャーナルへの論文投稿をお願いしますのでご協力ください。

なお、調査研究事業の実施に伴い生じた成果は、原則として当財団と共有とし、特許等の知的財産権については、貢献度に応じて持ち分を決定します。

14 調査研究成果の公表

調査研究事業にかかる成果を公表する場合（学会発表等を含む）は、財団の調査研究事業の一環である旨を明記願います。

[記載例]

日本語表記 「公益財団法人ちば県民保健予防財団の助成による」

英語表記 「Grants from Chiba Foundation for Health Promotion & Disease Prevention」

15 調査研究事業の変更、中止

研究事業の変更、中止をするときは、その内容及び理由を記載した調査研究事業変更（中止）承認申請書（別記様式5）を提出してください。

16 調査研究費の返還

正当な理由がなく次のいずれかに該当するときは、調査研究費の一部または全部を返還していただくことがあります。

(1) 申請された活動を行わなかったとき。

(2) 予定された活動を完了させる見込みがないとき。

(3) 調査研究費を目的以外に使用したとき。

(4) 上記13及び15の規定による、調査研究成果の報告若しくは調査研究事業の変更承認等を受けなかったとき。

【照会先、申請先】

〒261-0002

千葉県美浜区新港3-2-14

公益財団法人ちば県民保健予防財団
調査研究部調査分析課

TEL:043-246-8606 FAX:043-246-8640